

令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用し、家計への支援を図ることを目的として実施する令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券(以下「支援券」という。)の発行、交付等の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援券 前条の目的を達成するために、村が発行する使用期限付の券をいう。
- (2) 取扱事業者 村内において特定取引を行い、受け取った支援券の換金を申し出ることができる事業者として、村に登録した者をいう。
- (3) 特定取引 商品サービスの提供であって、支援券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く
 - ア 不動産及び金融商品
 - イ たばこ
 - ウ ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券
 - エ 切手、官製はがき及び印紙
 - オ 国税、地方税、使用料その他公租公課
 - カ その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの
- (4) 換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った支援券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。

(交付対象者)

第3条 支援券を交付する者(以下「交付対象者」という。)は、令和8年10月1日の時点において、村の住民基本台帳に記録されている者とする。

(支援券の発行)

第4条 支援券の発行枚数は、予算の範囲内で村長が決定する。

- 2 支援券の1組当たり合計額面は16,000円とし、500円券32枚綴り1冊を発行する。
- 3 支援券のデザインは、村長が別に定める。

(支援券の使用範囲等)

第5条 支援券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 支援券の使用期間は、令和8年11月1日から令和9年2月28日までの間とする。
- 3 取扱事業者は、支援券の使用において、額面以下の特定取引をした場合のつり銭は支払わないものとする。

- 4 支援券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 支援券は、交付された本人又はその代理人に限り使用することができる。

(支援券の交付)

第6条 村長は、交付対象者の属する世帯の世帯主に支援券を送付する。

- 2 支援券の価格は、1組当たり16,000円とする。
- 3 支援券の交付組数は、1人当たり1組とする。
- 4 第1項の規定により送付した支援券が、令和8年10月2日以降に死亡、転出等の個別の事情により、住民基本台帳に記録されている住所には居住実態がなく、交付対象者への交付が不可能と判断した場合は、交付対象者が受領を辞退したとみなす。

(取扱事業者の登録資格等)

第7条 取扱事業者として登録できる者は、村内に事業所を有する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは登録資格を有しない。

- (1) 佐那河内村町暴力団排除条例（平成24年佐那河内村条例第10号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第3号に掲げる暴力団員等。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる者
- (4) 公序良俗に反する営業を行う者
- (5) その他村長が不相当と認める営業を行う者

(取扱事業者の登録申請)

第8条 登録事業者への登録をしようとする者は、令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券取扱事業者登録申請書（第1号様式）を村長に申請しなければならない。

(取扱事業者の登録)

第9条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券取扱事業者登録証（第2号様式）を交付する。

(取扱事業者の責務)

第10条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において支援券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 特定取引において受け取った支援券の裏面に事業者名を記入又は押印すること
- (3) 他の事業者名の記入又は押印がある支援券の受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに村に報告すること。
- (5) 支援券が著しく破損又は汚損しているときは、特定取引を行わないこと。
- (6) 取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行わないこと。
- (7) 村が本事業に関する調査を行うことときは、協力すること。
- (8) 支援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(9)その他この要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

(取扱事業者の登録取消し)

第11条 村長は、取扱事業者において、第8条の規定による申請内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消す。

(支援券の換金請求)

第12条 取扱事業者は、第5条第2項に規定する使用期間内の特定取引において受け取った支援券を換金しようとするときは、令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券換金請求書（第3号様式）に当該支援券を添えて村長に請求するものとする。

2 前項の請求は、村が別に定める日に行うものとする。

3 第1項の請求は、令和8年11月1日から令和9年3月15日までの期間に行わなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(支援券の換金額の支払)

第13条 村長は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、請求額を支払う。支払方法は、取扱事業者の預金口座への振り込みとする。

(換金額の返還等)

第14条 村長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に支払った換金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)取扱事業者がこの要綱の規定に違反する行為を行ったとき。

(2)取扱事業者が虚偽又は不正の請求により、換金額の支払を受けたとき。

(支援券の返品・払戻し)

第15条 村長は、支援券の返品・払戻しは行わない。

(支援券の保管)

第16条 交付対象者、取扱事業者は、自己の責任において支援券(使用済支援券を含む。以下同じ。)を保管するものとする。

2 取扱事業者が支援券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、取扱事業者がその責を負うものとし、村は一切その責を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。

申請者 事業者名
事業所住所
代表者名
電話番号

令和８年度 佐那河内村物価高騰対応支援券発行事業実施要綱第８条の規定により、次のとおり登録を申請します。

なお、物価高騰対応支援券の取扱いに関する事項については、令和８年度 佐那河内村物価高騰対応支援券発行事業実施要綱を遵守いたします。

☐その他（ ）

令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券
取扱事業者 登録証

登録番号	
事業者名（店舗等の名称）	
事業所住所	佐那河内村 字

上記の者は、令和8年度佐那河内村において実施する令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券取扱事業者であることを証明する。

令和 年 月 日

佐那河内村長 岩 城 福 治

<取扱事業者の遵守事項>

- (1) 特定取引において支援券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 特定取引において受け取った支援券の裏面に事業者名を記入又は押印すること。
- (3) 他の事業者名の記入又は押印がある支援券の受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに村に報告すること。
- (5) 支援券が著しく破損又は汚損しているときは、特定取引を行わないこと。
- (6) 取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行わないこと。
- (7) 村が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。
- (8) 支援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (9) その他佐那河内村物価高騰対応支援券発行事業実施要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

佐那河内村長 殿

令和 年 月 日

請求者 登録番号
事業者名
事業所住所
代表者名
電話番号

印

令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券 換金請求書

令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券発行事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり換金を請求します。

1 請求額 円 （500円券 × 枚）

2 振込先口座（ゆうちょ銀行以外）

金融機関名							本・支店名		預金種別		
銀行 信用金庫 農協							本・支店		1 普通		
							本・支所				
							出張所		2 当座		
口座番号（右詰）							口座名義人				
							(カカナ)				

（ゆうちょ銀行）

店番			通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入して下さい。)						通帳番号 (右詰めで記入して下さい。)								
			1				0	※	—								1
									口座名義人								
									(カタカナ)								

- 【添付書類】 ※必ず添付してください。
- 令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券
 - 令和8年度 佐那河内村物価高騰対応支援券取扱事業者登録証（第2号様式）の写し
 - 振込先の通帳の写し